


所管部課	総務部 防災安全課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市生活安全協議会規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市生活安全条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市生活安全協議会委員として委嘱する委員の所属団体名称の変更に伴い、同規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の委員は、同規則第3条に掲げる者のうちから市長が委嘱することとしており、このうちの同条第1項第2号に規定する委員の所属団体の名称に変更があったため、これを変更するものである。 <p>【変更前】 東大和市老人クラブ連合会の代表者 1人 【変更後】 東大和市シニアクラブ連合会の代表者 1人</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 委員の委嘱にあたり、適切な運用が図られる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年 9月18日 東大和市老人クラブ連合会より、名称変更及び代表者変更の届出。 令和2年10月29日 文書課による事前審査済み。 					
3. 留意事項 (問題点等)					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。